

福岡 100 フェスティバル登録事業 募集要項

令和5年8月

福岡市福祉局総務企画部福岡 100 推進課

1 趣旨・目的

「福岡 100 フェスティバル」とは、福岡市で概ね 10 月から 11 月にかけて開催される、「人生 100 年時代を自分らしく楽しむ」をコンセプトとした様々なイベントの総称です。人生 100 年時代を前向きにとらえ行動する市民を増やしていくことを目的として、健康づくりや介護予防・社会参加・障がい者スポーツなど、幅広いイベントを開催します。

この時期に市内で開催される福岡 100 の理念に沿った事業を広く募集し、一体的に広報します。

※「福岡 100」とは、「福岡市健康先進都市戦略」の理念に基づき、人生 100 年時代の到来を見据えて、一人ひとりが心身ともに健康で、“自分らしく”生きていける持続可能な社会システム、すなわち、「個人」と「社会」双方が幸せになれる健寿社会モデルづくりのコンセプトとそれを具体化するための 100 のアクションを総称したもの。令和 4 年 10 月にコンセプトをアップデートし、これまで取り組んできた健康・医療・介護などに加え、新たに「活躍」「つながり」「自己選択」をキーワードとして、何歳になってもチャレンジできる未来のまちづくりに取り組んでいます。

2 対象事業

登録事業は、次の各号にいずれにも該当する事業です。

- ① 福岡市内を拠点に活動を行っている企業・団体又は個人等が実施する事業であること。
- ② 福岡市の名義後援の承諾を得ている事業であること。
- ③ 人生 100 年時代を前向きにとらえ行動する市民を増やしていくことを目的とした、健康づくりイベントなど福岡 100 の推進に寄与すると認められる事業であること。
- ④ 令和 5 年 9 月 15 日から 11 月 30 日の間に、福岡市内で広く市民を対象として開催される事業であること。
- ⑤ 特定の事業者の利益追求のみを目的とした事業でないこと。
- ⑥ 特定の会員や関係者のみを対象とした事業でないこと。
- ⑦ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした事業でないこと。
- ⑧ 宗教の教義を広め、儀式行為を行うこと及び信者を教化育成することを目的とした事業でないこと。
- ⑨ 法令及び公序良俗に反する又は反するおそれのある事業でないこと。
- ⑩ 会場等において、商品の購入や団体への加入、募金、署名等が強要される事業でないこと。
- ⑪ 運営について、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）や暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けている事業でないこと。

と。

- ⑫ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、もしくはこれらに反対することを目的とした事業でないこと。
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、福祉局総務企画部福岡 100 推進課（以下「福岡 100 推進課」という。）が登録事業として認定することが適当でないと認める事業でないこと。

3 対象事業者

登録事業の実施者（以下「事業実施者」といいます。）は、次の各号のいずれにも該当する者とします。なお、法人等の団体が事業実施者となる場合、申請者は当該団体の代表者としてください。

- ① 福岡市内に活動拠点を置き、福岡 100 フェスティバルの目的達成に資すると認められる事業を実施する企業・団体又は個人であること。
- ② 当該事業について遂行する能力があること。ただし、当該事業が複数の主催者による共催であるときは、当該複数の主催者を一の事業実施者とみなす。
- ③ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体でないこと。
- ④ 事業実施者の役員が、暴力団員又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 登録申請

(1) 募集期間

令和5年8月30日（水）～ 令和5年11月30日（木）

(2) 提出書類

次の書類を、上記（1）に記載する期間内に提出してください。

- ①福岡 100 フェスティバル登録事業申請書（様式第 1 号）
- ②福岡市名義後援承諾通知書の写し

※名義後援の申請中で、期間内に承諾通知書の写しが提出できない場合は、申請書類の一式の写しを提出ください。後日、承諾通知書の写しの提出をお願いします。

- ③事業実施者のこれまでの活動内容が分かる資料（チラシ、パンフレットなど）
- ④（申請する事業が新規事業でない場合）過去に開催したときの広報物等申請書等の様式は、福岡市のホームページからダウンロードしてください。

<https://100fes.city.fukuoka.lg.jp/>

(3) 申請方法

申請書類は、電子メールまたは郵送でご提出ください。

①電子メールによる提出

提出先：fukuoka100.PWB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【申請】福岡 100 フェスティバル登録事業」としてください。

※メールの受信容量の上限は、1 通あたり 13MB になります。13MB を超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

※申請メールを受信したときは、翌 3 営業日までに申請を受領した旨をメールします。確認メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。

②郵送による提出（消印有効）

提出先：〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福祉局総務企画部福岡 100 推進課 福岡 100 フェスティバル担当 宛

※封筒の裏面に必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。

※郵送による提出の場合は受領の連絡はいたしません。必ず簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

5 申請書類の審査

ご提出いただいた申請書類をもとに、登録事業認定の審査をします。書類に不備がある場合は、書類の修正や追加提出をお願いすることがあります。

6 登録事業の認定

登録事業認定後は、福岡 100 推進課より福岡 100 フェスティバル登録事業認定通知書（様式第 3 号）、福岡 100 フェスティバルのロゴマークデータ、福岡 100 フェスティバルホームページ登録票（様式 4 号）のデータをメールにて担当者（福岡 100 フェスティバル登録事業申請書（様式第 1 号）に記載の担当者メールアドレス宛）にお送りします。

通知書には認定期間や注意事項等を記載していますので、必ず内容をご確認ください。

7 登録事業の実施

（1）現地確認

実施状況確認のため、事業当日に福岡 100 推進課が現地確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

（2）記録写真の撮影

事業完了後、事業実施報告書と併せて記録写真を提出いただきます。このため、登録事業当日は事業内容や集客の様子がわかる写真を撮影するようお願いいたします。

8 事業実施報告

(1) 提出期限

事業完了後は、下記(2)に記載する書類を令和5年12月22日(金)までに提出してください。

(2) 提出資料

次の書類を、上記(1)に記載する期限までに提出してください。

- ①事業実施報告書(様式第6号)
- ②事業の様子が分かる写真(当日の写真等)

(3) 提出方法

電子メールまたは郵送にて提出ください。

①電子メールによる提出

提出先については、本要項「4 登録申請(3) ①」をご参照ください。

②郵送による提出(消印有効)

提出先については、本要項「4 登録申請(3) ②」をご参照ください。

9 登録事業の変更

登録事業申請から事業終了までの間に事業内容等の変更が生じる場合は、下記の福岡100フェスティバル担当までご連絡ください。

<連絡先>

福祉局総務企画部福岡100推進課 福岡100フェスティバル担当

電話番号: 092-711-4544

メールアドレス: fukuoka100.PWB@city.fukuoka.lg.jp

10 認定の取消し

事業実施者あるいは登録事業が、以下のいずれかに該当すると判明したときは、認定を取り消すことがあります。

- ① 登録事業が本要項「2 対象事業」に該当しないことが判明したとき。
- ② 事業実施者が、申請時において本要項「3 対象事業者」に該当していないことが判明したとき。
- ③ 申請書類あるいは実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、福岡100推進課が登録事業と認定することが適当でないと認められる事実が判明したとき。

11 事業実施者の責務

事業実施者は、次の各号の責務を有します。

- ① 事業実施に支障のない範囲で、事業に関するホームページやチラシ等すべての広報媒体に福岡 100 フェスティバルのロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を掲載してください。また、事業当日は、会場での配布物等に可能な範囲でロゴマークを掲載してください。
- ② 事業について福岡 100 フェスティバルホームページへ掲載しますので、掲載にあたりご協力ください。

12 留意事項

- ① 事業実施経費は、事業実施者の負担となります。
- ② 市の名義後援については、別途、各事業の担当課へ申請が必要となります。
- ③ 申請者（団体の場合は代表者ならびに役員）が暴力団員等に該当しないことの確認のため、福岡市及び福岡県警察に照会を行うことがあります。
- ④ 申請書類あるいは報告書類の審査の際、必要に応じて、本要項に記載のない書類の提出や説明を求められることがあります。
- ⑤ 登録事業の実施状況確認のため、実施当日に現地確認を行うことがあります。
- ⑥ 提出された書類や資料は返却いたしません。
- ⑦ 事務局からの連絡は、原則、電子メールまたは電話にて行います。

13 その他

申請書等にご記入いただいた個人情報は、福岡 100 フェスティバル事業運営業務においてのみ利用し、適正に管理いたします。

14 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福祉局総務企画部福岡 100 推進課 福岡 100 フェスティバル担当

電話番号：092-711-4544

メールアドレス：fukuoka100.PWB@city.fukuoka.lg.jp

※電話によるお問い合わせは、平日の 10 時～17 時に限ります。